

第 26 回奈良市文化振興計画推進委員会 会議録

開催日時	平成 30 年 5 月 7 日（月）午後 1 時から午後 2 時 15 分まで	
開催場所	奈良市役所北棟 5 階 20 会議室	
議題	1 開会 2 会長挨拶 3 議事 (1) 奈良市文化振興補助金について 4 その他	
出席者	委員	中川会長、萩原委員、村内委員、山下恭委員、山下里加委員 【計 5 人出席】
	事務局	園部市民活動部長、中川市民活動部次長、谷田文化振興課長、川井補佐、吉川主査、小谷係長、大西、一柳（以上文化振興課）
開催形態	公開（傍聴人 1 人）	
決定事項	[決定事項] ● 今回の会議録の署名は、中川会長と村内委員が行う。 ● 奈良市文化振興補助金交付要項と奈良市文化振興補助金審査要領について、本日の委員からの意見を受けて再検討し、最終は奈良市で決定する。	
担当課	市民活動部文化振興課	

議事の内容

<p>1 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より本日の会議の成立について説明した。 <p>2 会長挨拶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回からあまり日が経っていないが、懸案であった奈良市文化振興補助金要項を完成させたい。 ・本日の署名委員は中川会長と村内委員であることを確認した。 <p>3 議事</p> <p>(1) 奈良市文化振興補助金について</p> <p>(事務局より資料に基づき説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで意見をいただいたものを中身に盛り込み交付要項案、審査要領案を作成した。 ・補助対象事業として、市民文化活動支援事業と都市文化推進事業の 2 区分とし、さらに都市文化推進事業を①広域参加型と②国際発信型に分けた案とした。 ・今までの補助事業の実績から補助上限額を設定し、補助率については実施団体の主体性、他の中核市などの状況を考慮し、補助対象経費の総額から入場料等の収入を差し引いた額の 2 分の 1 とした。 ・審査要領案の審査項目について、関係課とも相談し、共通項目「公益性、有効性、適格性、必要性」の 4 項目とし、新たに部門毎の事業別項目を作り、前回の「芸術性や奈良らしさ」をこちらで評価するように

変更した。

(委員からの質問・意見は以下のとおり)

交付要項（案）について

【(趣旨) 第1条】

- ・冒頭に「奈良市文化振興条例及び奈良市文化振興計画の趣旨に基づき」と入れたほうが良い。

【(補助対象者) 第2条第1項】

- ・奈良では作れないコンテンツを外部から持ってくることで奈良が活性化することを期待して、奈良以外で活動している団体が補助金を活用できるような書き方にできないか。例えば末尾に「～若しくは奈良市内における活動を展開しようとするもの」などの文言を加える。

【(補助対象事業) 第3条】

- ・都市文化推進事業支援補助金①広域参加型の説明が解りにくい。例えば「市域を超えた参加が見込める文化事業に対する補助金」として、市民参加というより奈良市外からも人が来るという意味を入れたらどうか。
- ・②国際的発信型は「国際的な文化交流・発信事業に対する～」とする方が良い。
- ・補助額が低いからという理由で市民文化活動支援部門ではなく、補助額が低い場合でも事業趣旨によっては都市文化推進事業部門になっている場合がある、という理解で良いか。
(→事務局 そうだ。今回は補助事業の内容に考慮して資料3のとおり区分けした。)

【(補助対象経費等及び補助額) 第4条】

- ・「需用費、役務費」等の文言は、市民には解りにくいため、手引書を作るときに、具体的な費用項目を細かく説明しないとイケない。

【(交付要望) 第5条】

- ・提出書類について、審査委員あるいは市関係者が事業現場を視察できるよう、案内状や招待状も提出させるのが良いのではないか。
- ・要望書提出時期について、会場使用申込みは6か月前からの受け付けという場合が多く、要望書提出時点で会場確保が困難な例が多い。補助金申請者は会場使用申込みの優先使用は認められるのか、施設運営者の意見も踏まえ、内部調整して欲しい。

【(交付要望) 第5条・(交付申請) 第8条】

- ・「(要望事業・申請事業)」文言が並列書きで解りにくいため、第4条は「要望事業」、第8条は「申請事業」とし、要望書類と申請書類は別物とするのが良い。

【(審査) 第6条】

- ・今後、公募を行う場合の審査は、本委員会の管轄下で新たに専門委員を入れた小委員会を組織して行うことを検討する。

【（実績報告）第9条】

- ・アンケートの結果を提出させることは良い。その際、アンケートの中に「この事業は奈良市文化振興補助金を得て実施している。このような活動は、良いと思うか。」という項目を入れ、補助金の必要性が議論になった時の検討材料を作っておく。

【その他】

- ・補助金制度を広く知らしめる方法についても定めたほうがよい。補助金交付事業の広報媒体にロゴマークや補助金名称（例えば「本事業は奈良市文化振興事業補助金を受けて実施するものです」など）を明記させるのが良い。
- ・ロゴマークは補助金が公募となる際に一緒に公募しても良い。
- ・他の団体の補助金と重複して要望することは可能か。（→事務局 可能。収支計画書に書かれるので、他の補助金分は差し引いた額の2分の1という考え方をする。）

【附則 第2項】

- ・現交付団体への対応として「当分の間、～第4条第3号に定める補助限度額又は補助率を超えて補助金を交付することができる。」としており、経過措置としては理解できるが、一方公募も含めて整理し、現交付団体への公募時期の目途の告知や公募になった際の書面の書き方指導など、しっかり説明する期間は必要である。

審査要領（案）について

【（一次審査）第3条、（二次審査）第4条】

- ・第2項は評価指標について、第3項は委員会が事業の適否を判断する旨書いてあり、入れ替えるのが適切ではないか。
- ・第2項の書き方であると、審査要領がひとり歩きし、要望者は高評価になるよう評価項目に合致するような事業案を組み立てるようになってしまう懸念がある。そのため「前項の評価について～委員の半数以上が1と評価した項目がある場合、または各委員の評価の点数の平均が50点未満である場合は交付候補事業としないことを原則とする」と書いた方が良い。

【別表1】

- ・共通項目の配点が多いと採点が平均化してしまい、実験的な事業の評価がしづらい。共通項目を60点配点、事業別項目を40点配点とすると実験的な事業も評価していける。
 - ・共通項目の各審査項目の着眼点について、重複しているものを整理し、3審査項目程度にしてはどうか。
 - ・共通項目の各着眼点には配点せず、項目全体点として20点とする。
 - ・事業別項目は全体を40点にし、1着眼点毎10点配点とする。
 - ・別表1「必要性②社会包摂等の観点から～」の文言は、もっと解りやすいものはないか。例えば「共生社会実現の観点から～」。
- 文化芸術基本法では「社会包摂」という単語を使っている。

【別表 2】

- ・別表 1 で共通項目と事業別項目で配点が変わるので、共通項目のものと事業別項目のもの 2 つ必要である。

その他

- ・先鋭的な文化・芸術をどう取り込んでいくかどうかが、特に奈良では大事だと思う。奈良で頑張っている若者の励みになるようなメッセージが感じられる要項にした方が良い。
- ・5 月 14 日に予定している審査については、今回は当委員会で審査を行うが、今後は補助金審査のための専門委員を入れる検討が必要。

4 その他

事業評価について

(事務局より説明)

- ・29 年度の事業評価について、前回評価事業として提示した事業数は多すぎるということで、①事業規模の大きいもの、②ターゲットが明確なもの、③施設運営者が評価して欲しいものとして各施設 3 事業に絞った。現在施設運営者側で事業評価をしており、今後奈良市でも評価をした後、委員会にて見ていただく。
- ・30 年度も同じように事業を選び、このシートで目標設定をした後、委員会にて見ていただく。
- ・委員の皆さんにも、どのような事業か実際に観に行ってください、外部評価者としての評価もお願いしたい。

(委員からの質問・意見は以下のとおり)

- ・資料 7. 事業評価シートについて、適用させてみて過不足あればその都度直していくということで良い。
- ・資料 6. 評価対象事業一覧はこれで良い。評価事業選びのポイントとしては、奈良市文化芸術振興条例および奈良市文化振興計画の精神に則り、市民の文化活動の機会を公平平等かつ広く提供している事業をひとつ、奈良の都市アイデンティティの発信に役立っている事業をひとつ、というように考えれば良い。

■次回会議：5 月 14 日（月）午前 10 時～、北棟 6 階 23 会議室